

浄化槽清掃業許可証

住 所 函館市赤川町90番地の4

氏 名 株式会社亀田清掃
代表取締役 池田 善徳

令和3年2月1日付けで申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条及び北斗市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和 3年 2月24日

北斗市長 池 田 達 雄



1 許可の期間	令和 3年 4月 1日 から
	令和 4年 3月31日 まで
2 許可の更新、変更の状況	平成23年 4月 1日 更新
	平成24年 4月 1日 更新
	平成25年 4月 1日 更新
	平成26年 4月 1日 更新
	平成27年 4月 1日 更新
	平成28年 4月 1日 更新
	平成29年 4月 1日 更新
	平成30年 4月 1日 更新
	平成31年 4月 1日 更新
	令和 2年 4月 1日 更新
	令和 3年 4月 1日 更新

3 遵守事項

- (1) 営業に当たっては、浄化槽法、浄化槽法施行令及び浄化槽法施行規則を遵守すること。
- (2) 廃棄物の取扱事業所の新規、変更があった場合は届け出ること。
- (3) 廃棄物の取扱いについては、生活環境の保全上支障のないように的確にその業務を遂行すること。